

第61回滋賀県薬事審議会 議事概要

日 時：平成25年11月15日(金)14時～16時

会 場：滋賀県大津合同庁舎 7A会議室

出席委員：一川暢宏委員、清水房枝委員、竹内孝治委員、細田光藏委員、増田豊委員、
大橋茂樹委員、竹本京子委員、大原克彦委員、大原真理子委員、沼井哲男委員、
西山順子委員、尾崎恵美子委員

欠席委員：三ツ浪健一委員、大橋淳一委員、藤原麻美委員

事務局：那須健康福祉部長、茂森医務薬務課長、岡本薬務室長、辻参事、東野参事、
田村主幹、鍬田主幹、北川副主幹

議事概要：

1. 審査事項（滋賀県薬局開設等審査基準および指導基準について）

事務局から資料1、資料1別冊について説明

[質疑、意見等]

なし。

⇒所定の手続を経て改正することとなった。

2. 報告事項(1)平成25年度薬務室関係重点事業の概要について

事務局から資料2および資料2-1について説明

[質疑、意見等]

○ 昨年の審議会の在宅医療の取り組みのなかで、「健康介護まちかど相談薬局」があったが、今年度はあるのか。

⇒「健康介護まちかど相談薬局」の事業は、薬剤師会で推進していただいていることから、薬剤師会から事業について説明。

○ 若年層の献血率について昨年度末が3.7%となっている。今年度の目標が2.0%、中間評価が2.4%とのことだが、年度末に向けてどうやって伸びるのか。

⇒昨年度末の数字と、今年度の目標の数値が低いことから矛盾があるのでは、とのことだと思うが、今年度の目標を設定した時点では、24年度の結果が出ていない状況だった。昨年度は1～3月の高校献血で若年層の献血を目標より大きく伸ばすことができた。今年度も高校生の卒業献血の実施により年度末には5%程度を見込んでいる。また、来年度の目標については、中間評価あるいは12月末現在の献血率をもって適切に設定させていただきたい。

○ 平成25年の4月に、後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップが新たに策定され、後発医薬品の数量シェアの計算方法が変わったとのことだが、変更後の計算方法での滋賀県の目標率はいつ出るのか。

⇒滋賀県医療費適正化計画（平成25年度～29年度）において、29年度に35%を目標としている。現在の目標値は今後改めて設定していきたい。

参考までに、新しい計算式を適用したときに、国が目標とする60%新に対して、現行の35%というのはそこそこいけるのではないかと思っている。

○ 後発医薬品について、国の方で旧指標に対して新しい指標がでたということだが、旧指標での%を新指標に直したときの試算はなされているのか。

消費者の立場から見ると、新指標では急にシェアが上がったように見えるので、明らかにした方がよい。また、医療費のことを考えると金額についての関心も高いと思うが金額のシェアについては国や地方自治体で計算されているのか。また、諸外国では、後発医薬品の使用割合が高い国があるが、そういうところはどちらの計算方法か。

⇒平成24年度の数量シェア28.3%を換算はしていないが、滋賀県の今年4月から5月の新指標での数量シェアは44.0%となっている。

また、諸外国での計算方法は新しい計算方法である。国際的にシェアを比較するために、国が計算方法を変えたという状況。

3. 報告事項(2)薬事法等の一部改正について

事務局から資料4について説明

[質疑、意見等]

○ 薬事法改正、一般用医薬品の販売ルールについて、この1月に、裁判において、省令第1類・第2類医薬品の通信販売を一律に禁止しているのは無効との判決を受け、即日ネット販売が行われている。今回、改正案が出て国会で議論されているが、今の状況では無法状態であるということには変わりない。できるだけ早く、きちんとしたルールのもとで、消費者の方が安全に使っていただけるようお願いをしたい。

4. その他 平成25年度主要事業について

滋賀県薬剤師会から配付資料について説明